

## 令和4年度浜松市特別職報酬等審議会会議録

1 開催日時 令和4年10月27日 午後2時00分～午後3時25分

2 開催場所 市役所 第3委員会室

### 3 出席状況

出席 縣郁太郎会長、小楠俱由委員、熊岡邑子委員、  
坂田妃佐恵委員、佐々木慎吾委員、平間江利子委員、  
藤田重晴委員、守重勝文委員、米山英二委員  
事務局 総務部長、総務部次長（人事課長）、  
総務部副参事（人事課長補佐）、  
人事課制度管理グループ長、  
人事課給与グループ長、人事課職員3人  
関係者 議会事務局職員3人

4 傍聴者 2人（記者：2人）

5 議事内容 (1) 開会  
(2) 副市長あいさつ  
(3) 諮問  
(4) 議事  
(5) 閉会

6 会議録作成者 人事課制度管理グループ 高柳

7 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無 有・無

### 8 会議記録

審議事項について

(縣会長) まず初めに、今回市長からの諮問に至った経緯等について、事務局から説明をしてください。

(総務部長) 諮問書にありますとおり、今回ご審議をお願いするのは、「1 市議会議員、市長及び副市長の期末手当の支給月数について」、

「2 市議会議員、市長及び副市長の報酬等の額について」でございます。

では、今回市長からの諮問に至りました背景等につきまして、説明させていただきます。

勧告の基礎となる民間給与の実態調査が実施され、期末手当については、国家公務員の勤勉手当 0.1 月分を引き上げること、給料月額については、初任給及び若年層の給料月額の引き上げが適当であるとする人事院勧告がなされました。

続いて、本市の一般の職員の状況ですが、浜松市人事委員会から、給料月額については、初任給及び若年層の給料月額の引上げ、期末手当を 0.05 月及び勤勉手当を 0.1 月分、合計で 0.15 月分を引き上げることが適当であるとの勧告がなされたところでございます。人事委員会勧告の取扱いについては、市長の考えとしましては、これまでと同様にその内容を尊重すべきものとしており、これを受け、市としては、人事委員会勧告の内容どおりに改定することを予定しております。

特別職、市議会議員の報酬等の改定の頻度につきましては、令和元年に当審議会からいただきました答申により、「一般職の職員に対する改定を踏まえる際は、月例の報酬等については、原則として 4 年、期末手当については 2 年の推移を踏まえることが適当である。」という考え方を基本としております。しかし、今般の経済状況において、物価上昇等の要素を踏まえると、改定が妥当だと考えられる状況であるため諮問することといたしました。また、今回の諮問は、国の人事院勧告、本市の人事委員会勧告において、3 年ぶりに期末手当、給料月額ともに引き上げとの勧告がなされたこと、本市の人事委員会勧告では国を上回る月数での引き上げであることを踏まえ、市長等特別職の期末手当の支給月数についてどのようにすべきか、また、給料月額は引上げとの勧告がなされたことを踏まえ、月例の報酬についてどのようにすべきかをご審議いただき、答申をいただきたいというものです。

給料月額については、一般職の職員の給与改定の状況を踏まえた改定につきまして、政令指定都市移行後は、その改定幅がいずれの年も小さかったことから、引き上げ、引き下げいずれの場合も据え置きとしてきたところではあります。

一方で、期末手当の支給月数については、月数そのものが勧告されることから、原則として一般の職員の改定を踏まえ、改定を行ってきております。これまで、プラス改定の場合は基本的に 2 年間の状況を見て改定を行ってききましたが、2 年続けてのマイナス改定だったところが、今

年度一転してプラス改定となったため、判断が必要だと考えております。詳しくは後ほど、会議資料で説明させていただきます。あわせて、今般の経済状況における物価上昇等の要素なども勘案する必要があるのではないかと考えております。

今回の諮問に至りました背景等につきましては、以上でございます。

(縣会長) ただいま、事務局から本日の諮問に至った経緯等について説明がありました。このことについて、ご質問がありましたらお願いします。

【質問なし】

(縣会長) これから審議するにあたって、諮問の趣旨やこの後のスケジュールなどをあらかじめご説明いただいと、議論がスムーズになるのではないかと思います。この点についても、事務局から説明をお願いします。

(総務部長) 今回の諮問について、市長としましては、「期末手当について、一般職の職員と同様の0.15月分の増額又はその他の月数分の増額を行うか、あるいは据え置きとするか。給料月額並びに議員報酬月額についても改定を行うべきかについて、審議会でご審議いただき、答申をいただきたい。」ということです。本日の審議会での審議結果につきましては答申書としてとりまとめていただき、会長から市長へ答申していただく、ということになります。

また、市としましては、市長からの諮問に応える形で審議会から答申をいただくものですので、重く受け止めさせていただきます。最終的に条例案に反映させるかどうかは市長の判断ということになりますが、今回は、地域経済等の状況を勘案したうえで、増額措置の内容を条例案に反映してもいいかという趣旨で諮問し、審議会からの答申をいただきたいと考えているものです。どうぞその趣旨をご理解いただき、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

(総務部次長) この後のスケジュールとしましては、審議会終了後、会長から市長への報告をしていただくことを予定しております。

なお、本日は市長が不在のため、長田副市長が市長の代理として対応させていただきます。会場は5階の秘書課となります。

以上でございます。

(縣会長) ただいま、事務局から説明がありましたが、本日の会議においては、まず、事務局からの説明を受け、その後、皆さんで審議していただき、当審議会としての意見を答申書という形でとりまとめて、市長あてに提出したいと思っております。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いします。

(総務部次長) 【資料説明】

(縣会長) ただいま事務局から資料の説明がありました。このことについてご質問があるようでしたらお願いします。

【質問なし】

(縣会長) それでは、市長からの諮問について、議論を進めていきたいと思います。

市長からの諮問の趣旨としては、2点あります。

1点目は、「期末手当について、0.15月分の引き上げ改定の必要性について。」

2点目は「報酬等の改定の必要性について」

このあたりを中心としてご発言いただき、意見をまとめていきたいと思います。

それでは、1点目の期末手当と2点目の報酬等についてご意見をお願いします。

熊岡委員はいかがでしょう。

(熊岡委員) 期末手当については、国の人事院勧告、また他の政令市より多い訳ではないため、0.15月の引き上げをすべきだと思います。報酬については、市民のために一生懸命行っていており、他に追いつくことも重要です。市の財政もしっかりしているため、引上げ幅までは分かりませんが、上げていく必要があるのではないかと思います。

(縣会長) 守重委員はいかがでしょう。

(守重委員) 報酬については、一般職の改定状況や社会経済の状況を踏まえ、国や他の政令市に合わせるような引き上げを行ってもいいのではないかと思います。

期末手当については、人事院勧告、他の政令市を踏まえると引き上げることが妥当であり、0.15月引き上げるべきではないかと思います。

(縣会長) 坂田委員はいかがでしょう。

(坂田委員) 期末手当は、今までの考え方に基づいて、0.15月の引き上げが妥当ではないかと思います。

報酬等については、平成19年から全く変更がない中、どのような状況になったら改定すべきという基準の議論が必要と思いました。

(縣会長) 平間委員はいかがでしょう。

(平間委員) 期末手当については、現在の物価の上昇を踏まえても0.15月の引上げは妥当と思えます。

報酬等については、先ほど坂田委員がおっしゃったとおり、どのような状況になったら改定すべきということを決めておいた方が、今後改定の議論がしやすいかと思います。

- (縣会長) 藤田委員はいかがでしょうか。
- (藤田委員) 過去の経緯、一般職との比較からも期末手当を0.15月引き上げること  
は納得できる数字だと思います。  
報酬等については、他の政令市と比べると水準が低く、引き上げて  
もいいかとは思いますが、平成19年からずっと変わっていないことから、  
何を根拠に引き上げるかという意見はありません。
- (縣会長) 小楠委員はいかがでしょうか。
- (小楠委員) 0.15月の引上げは妥当だと思います。ただ民間では、報酬等を  
引き上げる時、上司などからの評価を反映し、評価のいい人には厚く配分を  
しています。そのような仕組みも取り入れていただければと思います。
- (縣会長) 特別職の評価というのは難しいかとは思いますが。  
ご意見ありがとうございます。  
米山委員はいかがでしょうか。
- (米山委員) 報酬等については、働くモチベーションの観点からも引き上げて  
もいいのではないかと思います。期末手当も引き上げていいと思います。  
もちろん市の財政状況や今後の社会情勢を考慮していただければ、  
引上げに反対ではありません。
- (縣会長) 佐々木委員は到着されてから、ご意見をお聞きしたいと思  
います。  
皆さんの意見を聞きますと、期末手当の0.15月の引上げについては  
意見が一致しているようです。報酬等については、引き上げるべき  
という意見が多いですが、具体的にどれくらい引き上げるかという  
意見がないところではあります。  
特別職の報酬等について、平成19年からずっと変わっていない  
ことが問題に出ていましたが、一般職は平成23年まで引下げが  
あり、その後引上げとなっております。  
このような特別職と一般職の違いについて、事務局の方で説明  
できますか。
- (総務部次長) 資料の3頁をご覧ください。  
平成19年は政令指定都市に移行した年でございます。政令指定  
都市に移行する際に報酬審議会に政令指定都市浜松としての特別  
職の報酬等の水準を諮問していただきました。  
その結果といたしまして、報酬等については、市長につきましては、  
改正前が116万円から127万7,000円という増額の改定をして  
ございます。その他、副市長につきましては、マイナス3,000円、  
議長・副議長・議員につきましては、据え置きというようにござ  
いました。また、退職手当において、市長は2,000万円、それ  
から副市長については、1,000

万円という金額となりました。

この金額については、1期4年につきまして、市長は概ね1億円程度が妥当ではないかというものを踏まえた中で、退職手当が2,000万円、給料月額、さらに期末手当を含め割戻しをしていった結果この金額に落ちたという議論がございました。

また、資料の5頁をご覧ください。

平成16年から現在まで、一般職についてはマイナスの改定もありましたが、その際に、特別職はマイナスの改定をしてございません。

同じく資料の4頁をご覧ください。

一般職の平成19年度から、今回の令和4年度までの公民較差率・額を合計してみました。公民較差率につきましてはプラスの0.52%、額といたしましては、プラス5,822円ということでございます。

説明は、以上となります。

(縣会長) ありがとうございます。

一般職は、月例給について、人事委員会勧告で増減をしていたけれども、特別職は、過去から月例の給与は変わってなかったということ、それはそういう過去の取扱いや理由があったということですね。

(総務部次長) 議論の途中ですが、佐々木委員が出席されましたので、報告させていただきます。

(縣会長) 今、佐々木委員が参加されました。佐々木委員に諮問の内容である期末手当の0.15月分の引上げ改定の必要性について、また報酬等の改定の必要性についてご意見をいただきたいと思います。

佐々木委員いかがでしょうか。

(佐々木委員) 報酬等、期末手当ともに改定なしでいいかと思えます。

(縣会長) 他の委員の意見をお伝えさせていただきますと、期末手当は0.15月の引上げで意見が一致しており、合意が得られております。報酬等については、幾らか意見が割れていて、上げるべきだという方がかなりいらっしゃる。ただどれだけの率を上げるかというところは、そこまで具体的な意見をお持ちの方はいらっしゃらないという状況です。

期末手当については、佐々木委員から改定なしの意見をいただきましたが、理由をお伺いできれば、答申書に反映したいと思えます。

理由をお伺いできますか。

(佐々木委員) 私としては、特に引き上げるという感覚がありませんでした。絶対に引き上げるべきではないということではなく、引き上げる必要がないという意見であり、特に強く主張する意見ではありません。

皆さんの今までの議論が0.15月の引上げでよろしいのであれば、それ

に従いたいと思います。

(縣会長) ありがとうございます。

事務局どうぞ。

(総務部次長) 報酬等でございますが、なかなか皆さん判断が難しい状況ということでございますので、この点につきましては、次に皆様からご指摘をいただきました改定すべき状況、どういう時期に改定すべきということを改めて検討する機会を設けさせていただければと思います。

判断がつきにくいというご指摘をいただきましたので、今回につきましては、現状でよろしいかご確認をさせていただきたいと思います。

(縣会長) 事務局より意見が出ました。

頷いている方もいらっしゃいますが、月例給について、事務局の意見でよろしいという方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

全員ですね。

みなさんから様々なご意見をいただきましたが、時間の都合もありますので、いただいたご意見でまとめていきたいと思います。事務局で本日出た意見を整理してください。

(総務部次長) 会長にもまとめていただきましたが、期末手当については一般職に準じて0.15月引き上げることが妥当であるとのことのご意見でよろしいかと思えます。

月例給につきましては、なかなか判断の基準が難しいということですので、ご意見として附帯意見というような形で、今回につきましては、引き上げる判断をすべき基準、或いは時期の検討を始めるべきというご指摘をいただいたと認識しております。結論といたしましては、据え置きという内容でいかがかと存じます。

様々なご意見をいただきましたが、全体としてのご意見としてまとめさせていただきました。以上でございます。

(縣会長) 事務局から意見の整理がありました。審議会として、この方向で答申書を取りまとめたいと考えますが、よろしいでしょうか。

**【了承】**

(縣会長) それでは、議事の2答申書に入ります。審議内容を踏まえた答申書案を配り、説明してください。

(総務部次長) **【答申書の説明】**

(縣会長) この答申書(案)の内容でよろしいでしょうか。よろしければ、この内容にて、市長へ報告してまいります。

**【了承】**

(縣会長)            それでは、この内容で市長あてに提出してまいります。以上で本日の  
会議を終了いたします。会議の円滑な進行にご協力いただきありがとうございます  
ございました。